サラトフ草案

クールスキー名称サラトフ法科大学国家法講座作成草案（サラトフ草案）

ロシア連邦共和国憲法（草案）　（1990 年作成）

＊1990 年 10 月に憲法委員会に提出

出典：Саратовский Проект Конституции России, М., 2006.

КК 資料 5 巻 320-356 頁

われわれ、ロシア連邦共和国市民は、

ロシアの運命にたいする歴史的責任を自覚し、

主権共和国同盟に加わるすべての人民（民族？）の主権的権利を尊重し、

現在かつ将来のすべての世代の豊かな生活および真の自由の保障、ロシアの一体性の維持および強化のために、

揺るぎない人権、社会的公正、民族自決の自由、ロシア連邦共和国に住むすべての人民（民族）の権利、その文化、伝統および言語の擁護の諸原則にたち、

民主的法治国家を建設することを確固として決定し、世界のすべての諸国民との協力を発展させ、強化し、地球における生存の維持を可能にするため、

1990 年のロシア連邦共和国の国家主権宣言に基づいて、

この憲法を厳粛に採択し、宣言するものである。

第1部　ロシア連邦共和国の憲法体制の基本原則

第１条

ロシア連邦共和国は、自発的に統合する人民の創設する主権的で、多民族からなる民主的法治国家である。

第２条

①　主権は、ロシアの人民に属する。

②　ロシア連邦共和国における全権力は、人民に発し、人民の福祉に奉仕する。

それは、法秩序、人の自由な発展を保障し、この憲法に定める人の尊厳および権利を保護し、擁護する。

③ 人民は、ロシア連邦共和国憲法に基づき、直接に、かつ人民代議員ソビエトをとおして、国家権力を行使する。

第３条

ロシアの政治形態は、大統領共和制である。

第４条

ロシア連邦共和国、そのすべての機関は、立法権、執行権および司法権の権力分立原則、人の権利の尊重および保護、市民にたいする国家の責任、法律の最高性、社会的公正、平等および政治的プルーラリズムにもとづいて行動する。

第５条

政党、社会団体および宗教団体、大衆運動は、政治的プルーラリズムの原則にしたがい、人民代議員ソビエトにおいて選ばれたその代表をとおし、またはその他の形態で、世論の形成および表明、国家の政策の作成、国家的、社会的事項の管理に参加する平等の法的機会をもつ。

第６条

すべての政党、社会団体および宗教団体、大衆運動は、その綱領および規約に定める機能を遂行し、主権共和国同盟憲法、ロシア連邦共和国憲法、ソビエト共和国憲法、ならびに主権共和国同盟、ロシア連邦共和国およびソビエト共和国の法律の枠内で行動する。その活動は、ロシア連邦共和国の憲法体制の原則に適合しなければならない。

第７条

① ロシア連邦共和国は、その対外活動において、国際法の一般に承認された原則、主権共和国同盟憲法の定める対外政策の目的および課題にしたがってこれを行う。

② ロシア連邦共和国の対外政策は、ロシア連邦共和国の国家主権の擁護、ならびに、世界のすべての国および諸国民との協同、共生の用意、一致の強化、および国際的、共和国間、民族間関係における衝突の阻止をめざすものとする。

③ ロシア連邦共和国においては、戦争および暴力の宣伝はこれを禁止する。

第８条

① ロシア連邦共和国は、国の安全および国防力、主権共和国同盟軍のすべての需要の装備の保障に参加する。

② 国の安全保障の保障および国防力の強化に関する国家組織、役職者（公務員）および市民の義務は、主権共和国同盟の法律によりこれを定める。

第２部　人および市民の権利

第１章　人および国家権力

第９条

① ロシア連邦共和国は、その領域内の各人に、社会の基礎としての人間的尊厳から発する譲り渡すことのできない権利、個人の自由および社会的公正を保障する。

② ロシア連邦共和国は、その領域内のすべての人が人および市民の義務を遂行することを

保障する。

③　市民の権利および義務は、法律によってのみこれを定めることができる。

④　ロシア連邦共和国は、人権の領域におけるロシア連邦共和国および主権共和国同盟の国際的義務を尊重し、それを誠意をもって履行する。

第１０条

①　基本的権利および自由は、国家、その諸機関および公務員、社会諸機関、社会団体およびその役職者にたいし義務づけ、直接に効力を有する法である。

②　ロシア連邦共和国憲法に定める市民の権利および自由は、裁判手続きによってこれを保護しなければならない。

③　国家は、すべての市民にたいし、その義務を誠実に履行することを要求るする権利を有する。

第１１条

①　ロシア連邦共和国は、市民にたいし、ロシア連邦共和国の憲法および法律が定める権利および自由を完全に保証する。これらの権利および自由の行使は、一般に認められた国際法の原則および規範に違反するものであってはならない。

②　ロシア連邦共和国のすべての市民は、法律および裁判の下に同権であり、社会的、民族的出自、人種、肌の色、性、言語、宗教、政治的またはその他の信条、財産状態およびその他の事情の如何にかかわらず、平等の保護を受ける権利を有する。

③　ロシア連邦共和国市民の同権は、政治的、経済的、社会的および文化的生活のすべての領域においてこれを保障する。

第１２条

ロシア連邦共和国は、男性および女性にたいし、ロシア連邦共和国憲法の定めるすべての権利および自由を享受する平等の権利を保障する。

第１３条

①　ロシア連邦共和国は、すべての政治的、経済的、社会的および文化的領域において、民族的帰属および人種を異にする市民の同権を保障する。

②　民族・国家的構成の域外のロシア連邦共和国に住む、または民族・国家的構成を持たないでロシア連邦共和国に住む民族およびナロードノスチの代表は、その法的な政治的、経済的、エスニック的および文化的権利を保証される。

③　民族的または人種的な指標による、直接的または間接的な市民の権利の制限、およびその特典の付与は、法律によりこれを罰する。

第１４条

①　ロシア連邦共和国においては、単一の共和国国籍が定められる。ロシア連邦共和国を構成するソビエト共和国の市民は、ロシア連邦共和国国籍を有する。

②　主権共和国同盟において定められる単一の同盟国籍にしたがい、ロシア連邦共和国のすべての市民は、主権共和国同盟の市民となる。

③　他の同盟共和国の市民は、ロシア連邦共和国の領域において、ロシア連邦共和国市民と平等の根拠にもとづき、ロシア連邦共和国憲法の定める権利を享受し、義務を負う。

④　ロシア連邦共和国市民は、ロシア連邦共和国の国籍または国籍変更の権利を奪われることはない。

⑤　ロシア連邦共和国市民は、国外において、法律および国際条約が定めるロシア連邦共和国の保護および庇護を受けることができる。

⑥　ロシア連邦共和国国籍の取得および喪失の事由および手続きは、法律によってこれを定める。

第１５条

①　ロシア連邦共和国の領域に居住する外国市民および無国籍者は、ロシア連邦共和国憲法、主権共和国同盟憲法および一般に承認された国際法諸規範の定める権利および自由を保証される。

②　ロシア連邦共和国の領域にある外国市民および無国籍者は、ロシア連邦共和国の憲法および法律、主権共和国同盟の憲法および法律を尊重し、これを遵守しなければならない。

第２章　政治的権利および自由

第１６条

①　ロシア連邦共和国市民は、言論、意見、信念の自由にたいする権利を有し、それらの表明および普及を妨げられることはない。

②　市民は、イデオロギー的、宗教的、文化的自由を保証される。

第１７条

①　ロシア連邦共和国の市民は、ミーティング、集会、街頭行進およびデモンストレーションの形態でその社会活動を行う権利を有する

②　権力の地方機関は、法律の定める期間内に準備されている催しについて通告をうけなければならない。

第１８条

①　自らの利益を充足するために、ロシア連邦共和国市民は、政党および社会団体に加入し、大衆運動に参加する権利を有する。

②　政党、社会団体、大衆的政治運動は、その規約に定める任務を遂行するための諸条件を

保証される。

③　政党、社会団体、大衆的政治運動の活動は、国家および社会の安全保障、社会秩序、住民の健康およびモラルの保護の利益、または他人の権利および自由を犯してはならない。その活動が法律に違反し、または裁判所の正当な決定がある場合には、これらは解散されることがある。

第１９条

①　ロシア連邦共和国市民は、国家的および社会的事項の管理、全同盟的、共和国的および地方的意義を有する法律および決定、レフェレンダムに参加する権利を有する。

②　ロシア連邦共和国の各市民は、平等の条件のもとに、その能力、職業資格および社会的必要を考慮して、任意の国家的職務に就くことができる。

第２０条

ロシア連邦共和国市民は、普通、平等、直接の選挙権にもとづき、秘密投票で人民代議員ソビエトを選挙し、そこに選挙される権利を有する。地方人民代議員ソビエトの人民代議員には１８歳以上の、ロシア連邦共和国人民代議員には２１歳以上のロシア連邦共和国市民が選挙される。

第２１条

①　ロシア連邦共和国の各市民は、その生活のすべての範囲における状況、および市民の権利、法的利益および義務の問題について、その情報を受け取る権利を有する。

②　国家機関、社会団体、役職者（公務員）は、市民にたいし、その権利および法的利益にかかわる決定を知る機会を保障しなければならない。情報にたいする市民の権利の実現の妨害にたいする責任は、法律によってこれを定める。

第３章　個人的権利および自由

第２２条

①　生命にたいする権利は、各人の奪われることのない権利である。国家は、市民の生命、健康、人身の自由および義務が違法に侵害されることがないようこれを防御する。

②　死刑は、それが廃止されるまでのあいだは、独立した権限ある裁判所の判決にしたがい、法律によりもっとも重い犯罪にたいしてのみ、適用される。

第２３条

①　ロシア連邦共和国市民は、人格（人身）の不可侵を保障される。

②　何人も、裁判所の決定によることなく、自由を奪われ、または勾留されることはない。

③　犯罪実行の被疑者としての逮捕、行政罰の措置としての逮捕、ならびに市民の（身辺）捜索および身体検査、法律の定める根拠がありかつその手続きによる場合にのみ、これを行うことができる。

④　各市民は、恣意的に拘禁または違法な身体拘束をされた場合は、これらの行為につき裁判所に訴える権利を有する。

第２４条

法違反の責任を問われたロシア連邦共和国の各市民は、権限ある国家機関により現行の法手続きの枠内で有罪であることが証明されないあいだは、無罪とみなされる。

第２５条

ロシア連邦共和国市民は、住居の不可侵を保障される。何人も、法律の定めがありその手続きに従う場合をのぞき、法律上の根拠なく、住居に入り、そこに住む人の意思に反して捜索を行うことはできない。

第２６条

①　市民の個人的生活（プライヴァシー）、通信、電話および電信の秘密は、法律にょってこれを保護する。

②　この規定の例外は、国家的および社会的安全保障、社会秩序、住民の健康および道徳、他人の権利および法的利益のために法律が定める手続きによる場合にのみ許される。

第２７条

①　ロシア連邦共和国市民は、良心の自由を保障される。ロシア連邦共和おく市民は、いかなる宗教をも自由に信仰し、またはいかなる宗教をも信ぜず、その子に対し宗教上のまたは無神論の養育および教育を行うことができる。

宗教上の儀式を行う自由は、国家によってこれを保障される。

②　ロシア連邦共和国においては、教会は国家からこれを分離する。

第２８条

①　家族、母子は、国家の保護のもとにおかれる。結婚は、女性と男性の自発的な合意によってのみ基礎づけられる。夫婦は、家族関係において同権である。

②　国家は、母と子の健康および子の養育の保障に特別の関心を払う。

第２９条

①　ロシア連邦共和国市民は、ロシア連邦共和国の領域を自由に移動し、自由に居住地を選択する権利を有する。

②　ロシア連邦共和国市民は、ロシア連邦共和国を離れ（国籍を離脱し）、または帰国する権利（国籍の再取得の権利）を有する。

③　ロシア連邦共和国市民は、共和国から追放されることはない。

第３０条

①　ロシア連邦共和国市民は、役職者、国家機関、社会機関の違法な行為について異議申し立ての権利を有する。

② 法律に違反し、または権限を踰越して行われ、市民の権利を制約する役職者の単独のまたは集団的な行為は、これを裁判所に訴えることができる。

③ ロシア連邦共和国市民は、国家機関、社会機関、役職者がその職務の遂行にあたって違法な行為をなしたために受けた精神的および物的損害の補償を求める権利を有する。

第4章 経済的、社会的および文化的権利

第３１条

ロシア連邦共和国市民は、労働権、すなわち労働の量、質および社会的意義に応じ、国家の定める最低基準を下回らない賃金の保障をともなった労働、ならびに才能、能力、職業訓練にしたがった職業、仕事および作業の選択に対する権利を有する。

第３２条

① ロシア連邦共和国市民は、個人的財産に対する権利を有する。財産およびその相続権の不可侵は、法律によってこれを保障する。

② 私的財産は、制約された性格を有し、社会的利益を害し、他人の自由および人間の尊厳に反してこれを利用することはできない。

第３３条

ロシア連邦市民は、個人的な労働活動、充足（供給）および経済的需要の目的をもつ協同組合的、株式およびその他の経営形態に連合（結合）する権利を有する。

第３４条

ロシア連邦共和国市民は、労働者および職員のための４１時間を超えない週労働日、有給年次休暇の設定、週休日および祝日、労働における休憩および一連の職業と生産のための短縮労働日の利用を含む休息に対する権利を有する。

第３５条

ロシア連邦共和国市民は、健康保護の権利、すなわち国家保健施設の無料の利用に対する権利を有する。

第３６条

① ロシア連邦共和国市民は、快適な環境に対する権利を有する。

② ロシア連邦共和国市民は、自然利用の領域において、法律の定める手続きにより、国家機関または役職者の不適切な行為のために健康または財産に被った損害の補償を求める権利を有する。

第３７条

ロシア連邦共和国市民は、すべての国立国民教育施設（機関）において無償で教育を受ける権利を有する。親は、その子のために、国家の設置するもののほかその他の教育施設を選択し、当該施設において子の教育および養育を保障する権利を有する。

第３８条

ロシア連邦共和国市民は、老齢、傷病、出産、法定年齢に達したとき、労働能力の不能もしくは不全、または稼ぎ手を喪失した場合に、社会保障を受ける権利を有する。

第３９条

ロシア連邦共和国市民は、文化的生活に参加する権利を有する。

第４０条

ロシア連邦共和国市民は、科学の進歩の結果の享受およびその実践的応用に対する権利を有する。

第４１条

① ロシア連邦共和国市民は、学術研究および創造的活動の自由を保障される。

③ 国家は、著作者、発明者および生産合理化推進者の精神的および物的利益を保護する。

第４２条

① ロシア連邦共和国市民は、自己の経済的および社会的利益を保護するために、ストライキ、すなわち集団的労働紛争の解決の最後の手段として企業、施設（機関）または団体（組織）の労働の全面的または部分的な停止に対する権利を有する。

② ストライキは、人々の生活および健康に脅威をもたらし、または社会の精神的生活を保障するサービスの提供を妨害する虞がある場合には、これを禁止する。

第５章　ロシア連邦共和国市民の基本的義務

第４３条

ロシア連邦共和国市民による権利および自由の行使は、義務の履行と不可分である。各市民は、社会的利益および個人の利益に対応する社会および国家に対する義務を負う。

第４４条

ロシア連邦共和国市民は、ロシア連邦共和国の憲法および法律を遵守し、擁護する義務を負う。

第４５条

ロシア連邦共和国市民は、誠実に労働し、労働規律を遵守する義務を負う。

第４６条

ロシア連邦共和国市民は、他人の尊厳および法的利益を尊重する義務を負う。

第４７条

ロシア連邦共和国市民は、他人の名誉および民族的尊厳を尊重する義務を負う。

第４８条

ロシア連邦共和国市民は、納税の義務を負う。税の種類および金額は、法律によって定

める。

第４９条

①　ロシア連邦共和国市民は、祖国を防衛し、軍に勤務する義務を負う。

②　兵役の条件および手続きは、法律によって定められる。法律は、兵役を別の市民的義務の遂行をもって代える可能性を定める。

第３部　経済政策の原則および市民の社会的保護

第５０条

ロシア連邦共和国の経済は、他のソビエト共和国、自発的で同権の原則によるそれらの同盟共和国の経済と統合する単一の、統一的な国民経済の総体である。

第５１条

①　ロシア連邦共和国は、他のソビエト共和国と比例原則により、全連邦機関の経営（維持）の財政支出を行う。

②　全連邦的施策およびプログラムの実現において自発的に共和国によって移転された財産、金融その他の資源は、当該プロジェクトに参画する共和国（複）の共同財産を構成する。

第５２条

①　ロシア連邦共和国は、独立して、外国との効果的な経済的関係を保障する対外経済活動を行い、世界経済過程への共和国経済の漸進的統合を実現する。

②　ロシア連邦共和国の対外経済活動は、互恵の経済関係の発展におけるソビエト共和国の優先権の承認のうえに打ち立てられる。

第５３条

ロシア連邦共和国においては、経済の規制に広範な梃子および刺激の利用、公正な課税によって、市場経済および混合経済への移行を実現する。

第５４条

共和国の経済は、脱イデオロギー的性格を有し、所有および経営形態の複数主義の承認ならびにそれらの完全な同権にもとに打ち立てられる。

第５５条

ロシア国家は、あらゆる形態の所有の発展およびその保護のために必要な条件を整備し、企業活動および経済的イニシャティヴを保障する。

第５６条

共和国の経済組織の原則は、社会的所有（占有）および私的所有（占有）とすることができる生産手段に対する所有関係を構成する。

第５７条

①　国家の諸課題の実現に必要な財産は、国家的所有とすることができる。

② 国防、宇宙、運輸、通信、エネルギーシステムおよび法律の定めるその他の客体は、国家の排他的所有のみとすることができる。

第５８条

① 共和国は、工業生産、農業、商業および生活サービスの領域において、集団的所有の多様な形態の発展を促進する。

② アレンダ企業および人民企業(企業および組合товарищество)、株式会社、経済的連合、協同組合、社会団体および宗教団体の所有、外資導入の諸形態の法的レジームは、特別法によってこれを定める。

第５９条

① 土地、地下資源、水資源、植物界および動物界は、当該地域に住む人民の共有物（財産）である。

② 土地の処分権は、人民の全権代表者である人民代議員ソビエトに属し、その土地は競争原則にしたがい、より効率的な土地利用を保障する土地利用者に配分される。

③ 土地は、ロシア連邦共和国市民の無期限の相続財産とすることができる。

市民は、与えられた土地区画を合理的に利用する義務を負う。

第６０条

① 財産（所有）は、法律の保護のもとにある。所有権は、社会的利益に損害を与えるものであってはならない。

② 社会的必要を理由とする財産の没収の根拠および条件は、被った損害の完全補償を条件とする法律によってこれを定める。

第６１条

① 市民は、生産的労働および創造的労働に自己の能力を自由に使用する排他的権利を有する。

② 市民は、独立にまたは労働契約に基づいてこの権利を行使する。

③ 勤労者は、その労働の量と質に応じ、かつそれにふさわしい実現を保障する報酬を受け取る権利を有する。

第６２条

① 国家は、住民の完全就業の保障に努める。

② 一時的に就業しない市民は、国家失業手当を受け取る権利を有する。

第６３条

ロシア連邦共和国においては、国民教育、保健、社会保障の国家システムが存在し、市民の重要な社会的需要を社会的必要水準に見合うよう保障し、労働不能者の扶養、住民の貧困層の社会的保護を保障する。

第６４条

ロシア連邦共和国のすべての市民は、無償または特恵条件で、労働者の賃金に加えて、

自己の能力を全面的に発展させ、支援し、発揮させるために、社会の全成員に平等の条件で設定される社会的消費フォンドを利用する。

第４部　ロシア連邦共和国の民族・国家構造および行政・領域構造

第６章　ロシア連邦共和国の連邦構造

第６５条

ロシア連邦共和国は、連邦に自発的に統合する諸共和国によって条約に基づいて形成される主権的な多民族国家である。

第６６条

ロシア連邦共和国の構成主体は、それぞれの領域に居住する人民の意思に基づき民族・地域原則および領域（地域）原則により形成されるソビエト社会主義共和国（複）である。

第６７条

① 自治共和国の形態の自決権を望む人民（複）は、自己の判断でソビエト社会主義共和国の構成に入り、または直接に条約によってその構成主体としてロシア連邦共和国に入ることができる。

② ソビエト社会主義共和国の構成に入る自治共和国の法的地位は、法律によってこれを定める。

第６８条

ロシア連邦共和国を構成する共和国は、その領域の範囲内で、国家権力および行政を独立して行使する。ただし、自発的原則に基づく条約によりロシア共和国連邦に排他的または共同の管轄事項とする権限はこの限りではない。

第６９条

① ロシア連邦共和国の範囲内の民族的境界は不可侵である。

② これは、ロシア連邦共和国のすべての構成主体の同意のもとに、レフェレンダムによって表明される相隣接する人民の意思によってのみ変更することができる。

第７章　主権共和国同盟におけるロシア連邦共和国

第７０条

① ロシア連邦共和国は、他のソビエト主権共和国との条約に基づき連邦国家−主権共和国同盟に統合する。

② ロシア連邦共和国は、同盟構成共和国および主権共和国同盟の主権的権利を承認し、尊重する。

第７１条

① ロシア連邦共和国は、その領域においてすべての全権を保有する。

② 主権共和国同盟は、ロシア連邦共和国によって代表され、同盟条約が認証した範囲内において、ロシア連邦共和国の領域における全連邦的権限を行使する。

③ 主権共和国同盟は、ロシア連邦共和国の領域において、同盟条約によってロシア連邦共和国の排他的権限とされる活動領域の権限を行使することはできない。

④ 主権共和国同盟の同盟・共和国的権限は、ロシア連邦共和国の領域において、同盟条約が定める手続きによりその範囲内で、ロシア連邦共和国と共同でこれを行使する。

第７２条

ロシア連邦共和国は、それが主権共和国同盟に移譲した権限行使に参加することができる。

第７３条

① ロシア連邦共和国憲法、ロシア連邦共和国の法律は、その排他的権限に属する問題にかんし、その領域内において最高法規である。

② ロシア連邦共和国の主権的権利に抵触する主権共和国同盟のアクトの効力は、ロシア連邦共和国によってその領域内においてこれを停止する。

第７４条

ロシア連邦共和国は、同盟条約が定め、その法令に根拠のある手続きにしたがい、主権共和国同盟から自由に脱退する権利を保持する。

第７５条

ロシア連邦共和国の領域は、レフェレンダムによって表明された人民の意思表示なしにこれを変更することはできない。

第８章　ロシア連邦共和国の行政・領域構造

第７６条

① ロシア連邦共和国の行政・領域構造は、地方レフェレンダムによって表明される住民の見解を考慮することなく、これを行使することはできない。

② ロシア連邦共和国の行政・領域構造の問題の解決は、ロシア連邦共和国の排他的権限に属し、ロシア連邦共和国の法律によってこれを定める。

第７７条

ロシア連邦共和国においては、自己の民族・国家的構成の境界外に定住し、またはその構成を持たない人民の意思により、民族的な行政・領域的単位（民族地区、民族居住区、民族農村人民代議員ソビエトの領域）を創設するこができる。

第７８条

ロシア連邦共和国の行政・領域単位は、ロシア連邦共和国の国家権力の最高機関のイニシャティヴにより政治的、経済的またはその他の目的に沿って定める特別の法的レジーム

をとることができる。

第５部　ロシア連邦共和国における国家権力の組織

第７９条

共和国における国家権力の代表機関のシステムは、人民代議員ソビエト（複）—ロシア連邦共和国最高ソビエト、ロシア連邦構成主体人民代議員ソビエト、行政・領域単位の人民代議員ソビエト—からなる。これらは、単一の人民自治のシステムの一部であり、社会的自治機関と積極的に協力する。

第８０条

ロシア連邦共和国最高ソビエト、連邦構成主体人民代議員ソビエトの任期は５年である。 行政・領域単位の人民代議員ソビエトは、２年半の任期でこれを選出する。

第８１条

共和国的、地域的および地方的意義を有するもっとも重要な諸問題は、ロシア連邦共和国最高ソビエト、その他の人民代議員ソビエトの会期で解決され、または共和国的、地域的、地方的なレフェレンダムに委ねられる。

第８２条

人民代議員ソビエトは、その会期においてソビエト議長を選出し、委員会、常任委員会、執行機関およびソビエトに報告義務を負うその他の機関を組織し、その長を選挙しまたは承認する。

第８３条

① 人民代議員ソビエトによって選挙されまたは任命された役職者は、２期を超えてその職務に就くことはできない。

② ロシア連邦共和国においては、国家機関の長の職務をその他のあらゆる職務、政党または社会政治団体をも含むその他のあらゆる職務との兼務で努めることは許されない。

第８４条

① あらゆる段階の国家権力機関およびそれが組織しまたは報告を受ける行政機関の任務は、ロシア連邦共和国の人民への奉仕、市民の権利、自由および法的利益の全面的な保障である。

② 人民代議員ソビエトは、独立してその権限に属するすべての諸問題を解決する。ソビエトは人民に対して責任を負う。

第８５条

① 人民代議員の選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票により小選挙区または大選挙区で選択可能な形でこれを実施する。

② ロシア連邦共和国の人民代議員の選挙の組織およびその結果の総括は、法律によってこ

れを定める。

第８６条

① 代議員は、人民代議員ソビエトにおける人民の権限ある代表者である。

② 人民代議員は、当該人民代議員ソビエトの同意なしに、刑事責任を問われ、勾留されまたは行政罰を受けることはにない。

③ 人民代議員による社会的に承認された道徳規範、代議員倫理、選挙前プログラムの諸命題（選挙公約）の違反の問題は、選挙人、当該の人民代議員ソビエトまたはそのソビエトの委任を受けたその他の国家機関によって審理される。

④ 人民代議員は、自己の代議員活動または社会活動に対する法的責任を問われない。

第６部　ロシア連邦共和国の国家権力および行政の最高機関

第９章　ロシア連邦共和国最高ソビエト

第８７条

① ロシア連邦共和国最高ソビエトは、ロシア連邦共和国の国家権力の最高機関であり、常時活動するロシア国家の立法および監督機関である。

② 共和国の国家権力の最高機関であるロシア連邦共和国最高ソビエトは、ロシア連邦共和国の人民の名において行動する排他的権限を有する。

第８８条

① ロシア連邦共和国最高ソビエトは、ロシア連邦共和国の管轄に属するあらゆる問題を審議し解決する権限を有する。

② その排他的権限に属するのは、以下の事項である。

１）ロシア連邦共和国憲法の制定、その改正

２）ロシア連邦共和国の内外政策の決定

３）ソビエト社会共和国同盟の内外政策の基本方向の決定への参加

４）ロシア連邦共和国の管轄に属する民族・国家編成の諸問題にかんする決定の採択

５）ロシア連邦共和国の行政・領域編成の諸問題の解決手続の決定

６）ロシア連邦共和国と他の国家との境界の変更にかかわる諸問題の解決；ロシア連邦共和国の領土の変更をもたらす場合のソ連邦の国境の確定の問題の審議

７）経済的、社会的および民族・文化的発展の国家将来計画、重要な共和国計画ならびに地域計画の承認

８）ロシア連邦共和国最高ソビエト議長の選挙

９）ロシア連邦共和国最高ソビエト第１副議長の選挙

１０）ロシア連邦共和国人民代議員選挙の公示

１１）ロシア連邦共和国大臣会議議長の指名、ロシア連邦共和国大統領およびロシア連邦共

和国大臣会議議長の（による）共和国政府構成メンバーの提案の承認；その変更

１２）ロシア連邦共和国最高裁判所長官、ロシア連邦共和国検事総長、ロシア連邦最高仲裁裁判所長官の承認

１３）ロシア連邦共和国憲法裁判所の選挙

１４）ロシア連邦共和国大統領の参加のもとでの共和国の国家安全保障会議の形成

１５）最高ソビエトによって組織され、または選挙された機関、ならびに最高ソビエトによって任命され、または選挙された役職者の報告の定期的な聴取；ソ連およびロシア連邦共和国の政府ならびにその構成メンバーの信任にかんする問題の解決

１６）省および庁の設置、廃止、統合および改称

１７）ロシア連邦共和国国立銀行の指導および金融信用政策の原則の決定

１８）ロシア連邦共和国の領域内における法的規制の統一性の保障；ロシア連邦共和国の権限の範囲内で共和国および地方（レギオン）にとって本質的意義を有する諸関係の法的規制の実行

１９）ロシア連邦共和国の領域、天然資源、外資の利用に関する問題の解決

２０）ロシア連邦共和国の国家的安全保障の確保

２１）ロシア連邦共和国の国籍関係の法的規制の実施

２２）ロシア連邦共和国市民の憲法的権利、自由および義務、ならび共和国の領域内のすべての民族（национальность）の市民の同権の保障にかんする基本的諸問題の解決

２３）ロシア連邦共和国市民の兵役、社会および国家安全保障の機関の職務に就く場合の条件および手続の決定

２４）ロシア連邦共和国およびその法律の解釈

２５）全ロシア的レフェレンダムの実施に関する問題の解決

２６）国家権力および行政機関の組織および活動の一般原則の制定

２７）ロシア連邦共和国における社会的団体объединении の組織および活動の一般原則の決定

２８）ソ連邦およびロシア連邦共和国の国家予算の編成に入る税および収入の調整（設定）

２９）国際組織に外交および領事代表部を開設する問題の解決

３０）他の連邦構成主体の首都および都市にロシア連邦共和国の代表部を開設する問題の解決

３１）ロシア連邦共和国の国際条約の批准および破棄通告

３２）ロシア連邦共和国への外国の借款、経済的その他の援助の提供、ならびに外国から受け取る国債および信用にたいする監督、ロシア連邦の天然資源の同盟機関による、または外国企業および合弁企業、連邦構成主体の経済機関その他による利用の法律にしたがっての監督

３３）連邦発展フォンドの資金の形成および支出にたいする法令にしたがっての監督の実施（注記：連邦構成主体間の協定によりソ連レベルでこのフォンドの創設も提案される）

３４）ロシア連邦共和国の名誉称号の付与およびその他の国家的報奨の創設

３５）ロシア連邦共和国の法令に違反する場合、またはソビエト社会主義共和国連邦の権限を超え、あるいはロシア連邦共和国の主権的権利を制約する場合に、共和国の領域内においてソ連邦の法令および政令の効力の停止、ソ連邦の省庁のアクトの廃止

３６）国家機関の活動に対する最高監督の実施

③　ロシア連邦共和国最高ソビエトは、法律およびその他のアクトを採択する。

第８９条

ロシア連邦共和国最高ソビエトの任期は５年である。最高ソビエトは、その任期満了前において自主解散することもできる。

第９０条

①　ロシア連邦共和国最高ソビエトは、共和国会議と民族会議のふたつの同権の院からなる。ロシア連邦共和国最高会議の活動、その議員定数、意見の不一致の解決手続は、共和国の法令がこれを定める（注記：議員定数の目安は４００～４５０人）。

②　ロシア連邦共和国の最高ソビエトの活動に際しては、その院の特殊性が考慮される。ロシア連邦共和国最高ソビエトの活動機関は、各院の設置する常任委員会と委員会である。

③　ロシア連邦共和国最高ソビエトおよびその各院は、必要と認める場合に、任意の問題についての調査、監視その他の委員会を組織する。

第９１条

①　ロシア連邦共和国における立法発議権は、ロシア連邦共和国人民代議員、共和国会議、民族会議（Совет национальростей）、ロシア連邦共和国最高会議議長、ロシア連邦共和国最高会議常任委員会および特別委員会、ロシア連邦共和国大統領、ロシア連邦共和国憲法裁判所、ロシア連邦大臣会議、その最高国家権力機関によって代表されるロシア連邦共和国構成主体、ロシア連邦共和国最高裁判所、ロシア連邦共和国検事総長、ロシア連邦共和国最高国家仲裁機関に帰属する。

②　立法発議権は、共和国政党、社会団体および宗教団体もまた、その共和国レベルの機関の名においてこれを行使することができる。

第９２条

①　ロシア連邦共和国最高ソビエトの審議に付された法案は、両院の各院または両院合同会議においてこれを審議する。

②　ロシア連邦共和国の法律は、ロシア連邦共和国最高ソビエトの両院のそれぞれにおいて、その議員の過半数の賛成投票を得た場合に、これを採択されたものとみなされる。

③　法案およびその他のより重要な国家的問題は、自らの発議またはロシア連邦共和国の構

成主体がその国家権力の最高機関の名においてなされた提案にもとづいたロシア連邦共和国ソビエトの決定により、人民討議にこれを付すことができる。

第９３条

① ロシア連邦共和国最高ソビエトの各院は、ロシア連邦共和国最高ソビエトの管轄に属する任意の諸問題を審議することができる。

② すべての共和国に共通の意義を有する国家建設および社会・経済発展の諸問題、ロシア共和国連邦市民の権利、自由および義務に関する諸問題は、共和国会議の先議事項である。

③ ソビエト多民族国家の共通の利益および必要性、ならびに国家建設および社会・経済発展と結びつき、かつロシア連邦共和国の構成主体にとって重要な意義を有する民族的平等、諸民族、民族集団およぶグループの諸利害の保障、民族間関係を規律するロシア連邦共和国の法律の改善にかんする諸問題は、民族会議の先議事項である。

④ 各院は、その権限の諸問題について決定を採択する。

⑤ いずれかの院が採択する決定は、必要がある場合にもう一方の院に移送され、その同意がある場合に、ロシア連邦共和国最高ソビエトの決定として施行される。

⑤ 共和国会議と民族会議のあいだで不一致がある場合は、両院により平等原則で設置される協議委員会での解決に委ねられ、その後に問題は共和国会議および民族会議の合同会議の再議に付される。この場合にも同意が得られない場合には、問題は人民レフェレンダムに付される。

［バリアント］この場合にも同意が得られない場合には、ロシア連邦共和国最高ソビエトは自主解散の決定を行い、新たにロシア連邦共和国人民代議員選挙が公布される。

第９４条

① ロシア連邦共和国最高ソビエトの法律およびその他の決定、その各院の決議は、通常の場合、ロシア連邦共和国最高ソビエトの対応する常任委員会または特別委員会による事前審議に付される。

② ロシア連邦共和国大臣会議、ロシア連邦再呼応裁判所の構成員、ならびにロシア連邦共和国検察庁およびロシア連邦共和国国家仲裁機関の参（коллегия）の任命および選出は、対応するロシア連邦共和国最高ソビエトの常任委員会または特別委員会の決定がある場合にこれを行う。

③ すべての国家的、社会的な機関、団体および役職者は、各院の委員会、ロシア連邦共和国最高ソビエト常任委員会および特別委員会の要請に応え、必要な資料およびドキュメントを提出する義務を負う。

④ 常任委員会および特別委員会の勧告は、国家的、社会的な機関、施設および団体によって義務的な検討に付される。検討結果および取られた措置について、所定の期間内に常任委員会および特別委員会に報これを報告しなければならない。

第９５条

ロシア連邦共和国人民代議員は、ロシア連邦共和国最高ソビエトの会期において、ロシア連邦共和国最高ソビエト議長、ロシア連邦共和国大臣会議、ロシア連邦共和国最高ソビエトによって設置またが選挙されたその他の機関の長、ならびにロシア連邦共和国の管轄に属する諸問題にかんする同盟機関の長にたいして質問する権利を有する。質問をされた機関または役職者は、
ロシア連邦共和国最高ソビエトの当該会期において３日以内に口頭または文書で回答しなければならない。

第９６条

ロシア連邦共和国人民代議員は、ロシア連邦共和国最高ソビエトの同意なしに、その会期と会期のあいだの期間にあってはロシア連邦共和国最高ソビエト幹部会の同意なしに、刑事責任を問われ、勾留され、または裁判手続を要する行政罰を課せられることはない。

第９７条

ロシア連邦共和国最高ソビエトは、人民代議員選挙の適法性を点検する。人民代議員は、ロシア連邦共和国最高ソビエトにたいして宣誓を行う。

第９８条

立法権は、ロシア連邦共和国最高ソビエトに属する。最高ソビエトは、採択される法律がロシア連邦共和国憲法および締結した国際条約および協定に違反しないよう、これを保証する。

第９９条

① ロシア連邦共和国最高ソビエト幹部会は、ロシア連邦共和国最高ソビエトにたいして報告義務を負い、その活動の組織を保障する。

② ロシア連邦共和国最高ソビエト幹部会の構成、権限および活動手続は、共和国の最高国家権力機関がこれを定める。ロシア連邦共和国最高ソビエト幹部会は、ロシア国家の最高ソビエト議長がその長を務める。

第１００条

ロシア連邦共和国最高ソビエトの活動の手続は、その議事規則およびその他の法律によってこれを定める。

第１０章　ロシア連邦共和国大統領

第１０１条

ロシア国家、すなわちロシア連邦共和国の元首は、ロシア連邦共和国大統領である。大統領は、共和国の最高の長であり、国内および国債関係において、ロシア連邦共和国を代表する。

第１０２条

ロシア連邦共和国大統領は、３５歳以上６５歳以下のロシア連邦共和国市民になかからこれを選挙する。同一の人物が、この職に２期を超えて就くことはできない。

第１０３条

ロシア連邦共和国大統領は、就任にあたり、ロシア連邦共和国憲法裁判所長官の前で以下の宣誓を行う。

「私は、ロシア連邦共和国大統領の責務を誠実に果たし、ロシア連邦共和国憲法を擁護することを厳粛に誓います。」

第１０４条

ロシア連邦共和国大統領は、

1）ロシア連邦共和国市民の権利および自由、ロシア連邦共和国の憲法および法律の遵守を保証し、

2）ロシア連邦共和国およびその構成主体の主権の保護、国家の安全保障および領土保全にかんする必要な措置を採択し、

3）ロシア連邦共和国の国家権力および行政の最高機関の相互作用を保障し、

4）ロシア連邦共和国最高ソビエトに対し、共和国の状況にかんする年次報告を行い、ロシア連邦共和国の内外政治の重要問題にかんする情報を提供し、

5）ロシア連邦共和国最高ソビエト議長、ロシア連邦共和国大臣会議議長（首相)、ロシア連邦共和国検事、ロシア連邦共和国国家仲裁機関長官（総裁）の候補者につき、ロシア連邦共和国最高ソビエトに承認を求め、ロシア連邦共和国最高ソビエトにこれらの人物の解任についてロシア連邦共和国最高ソビエトに提案し、

6）ロシア連邦共和国最高ソビエトにたいし、ロシア連邦共和国大臣の辞職または辞職の承認にかんする問題について提案し、同盟条約にしたがい主権共和国同盟の大臣会議の辞職または辞職の承認、ロシア連邦共和国大臣会議議長の同意をえてロシア連邦共和国最高ソビエトの承認を求める最終提案をもってロシア連邦共和国政府の構成員の任命および解職を行い、

7）ロシア連邦共和国法律に署名し、

8）ロシア連邦共和国大臣会議の決定および処分の施行を停止する権利を有し、

9）自己の権限の範囲内でロシア連邦共和国の防衛の保障にかんして調整し、この目的のために主権共和国同盟の国家権力・行政機関と相互調整し、

１０）ロシア連邦共和国の国債条約の交渉を行い、署名し、

１１）ロシア連邦共和国の国家賞を授与し、称号（名誉称号）を付与し

１２）ロシア連邦共和国国籍を与え、国籍離脱および亡命にかんする問題を解決し、

１３）ロシア連邦共和国の裁判所によって有罪とされた市民の特赦（減刑）を行い、

１４）外国および国際機関におけるロシア連邦共和国の外交代表を任命し、解任し、

１５）ロシア連邦共和国の最高ソビエトおよび政府との協議の後に国防および市民の安全保障のために、共和国全土または一定の地域に戒厳令または非常事態宣言を導入（宣言）する。戒厳令および非常事態宣言の導入（宣言）手続は、法律によってこれを定める。

１６）必要な場合に環境破壊災害の指定地域を指定する。

第１０５条

ロシア連邦共和国大統領は、ロシア連邦共和国の最高ソビエトおよび政府の会議に出席することができる。ロシア国家の元首は、ウカース、命令およびその他のアクトを公布する。

第１０６条

ロシア連邦大統領は、共和国の国家安全保障会議の長となる。安全保障会議の地位、形成および活動手続は、ロシア連邦共和国最高ソビエトがこれを決定する。

第１０７条

ロシア連邦共和国大統領は、不逮捕特権を有する。ロシア連邦共和国大統領の任期満了前の罷免は、ロシア連邦共和国の法律の定める場合にのみ、可能である。

第１０８条

ロシア連邦共和国大統領が、何らかの理由でその職務を遂行することができない場合、新しい国家元首が選ばれるまでのあいだ、大統領職務の遂行は、ロシア連邦共和国最高ソビエト議長に委ねられる。

第１０９条

共和国大統領の職務および保護の保障にかんする問題は、ロシア連邦共和国最高ソビエトがこれを決定する。

第１１章　ロシア連邦共和国大臣会議

第１１０条

ロシア連邦共和国大臣会議−ロシア連邦共和国政府−は、ロシア連邦共和国の国家権力の最高執行および処分機関である。

第１１１条

① ロシア連邦共和国大臣会議は、ロシア連邦共和国最高ソビエトによって、共和国会議（院）および民族会議（院）の次のメンバーからなる合同会議においてこれを構成する。

1）共和国大統領の提案により、ロシア連邦共和国大臣会議議長

2）ロシア連邦共和国大臣会議議長の提案により、ロシア連邦共和国の第１副議長、大臣、ロシア連邦共和国国家委員会議長

② ロシア連邦共和国に編入する共和国最高執行機関の議長（首相）は、政府のメンバーとなる。

③ ロシア連邦共和国大臣会議議長は、その職に就任するにあたって、ロシア連邦最高ソビエトの会議において、ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の出席のもと、宣誓を行う。

④ 大臣会議は、新たに選出されたロシア連邦共和国最高ソビエトにたいし、その第１会期においてその権限を失う（職を辞する）

第１１２条

① 大臣会議は、最高ソビエトにたいし責任を負い、報告義務を負う。ロシア連邦共和国大臣会議議長は大臣会議の活動にたいし、大臣は大臣会議の活動にたいし共同して、また個々の大臣の活動にたいして個人的に、それぞれ責任を負う。

② ロシア連邦共和国大臣会議は、政府プログラムをロシア連邦共和国最高ソビエトの審議に付す。

③ 大臣会議は、ロシア連邦共和国最高ソビエトにたいし、その活動につき年に一回以上報告を行う。

④ 大臣会議は、共和国会議および民族会議の信任を受ける。

⑤ 各院は、記名投票によって採択された理由の明記された決議の形で信任を表明し、または不信任を表明する。

第１１３条

① ロシア連邦共和国大臣会議は、ロシア連邦共和国憲法にしたがい、ロシア連邦共和国最高ソビエトおよびその幹部会、共和国大統領の権限に属さないすべてのロシア連邦共和国の管轄する国家行政の諸問題を解決する権限を有する。

② ロシア連邦共和国大臣会議は、その権限の範囲内で、

1）国民経済および社会・文化建設の指導を保障し、

2）人民の福祉および文化の発展の保障、科学および技術の発展、天然資源の合理的利用および保護にかんする措置を講じ実施し、通貨および信用の強化、国家保険、会計および統計の単一のシステムの組織にかんする措置の実施を促し、価格、労働報酬、社会保障の統一的政策の実施に参加し、工業、建設および農業の企業および合同、運輸および通信企業ならびにその他の共和国または地方的意義を有する組織および機関（施設）の管理を組織し、

3）ロシア連邦共和国最高ソビエトにたいし、現在および将来のロシア連邦共和国経済お

よび社会発展プログラム、ロシア連邦共和国国家予算を策定、提案し、ロシア連邦共和国、経済的な地区、地方、州および共和国意義を有する都市のプログラムおよび予算の執行、ならびにそれらの総合的な経済および社会発展の保障にかんする措置を講じ、ロシア連邦共和国の管轄に属する諸問題につき同盟に従属する（の管轄する）企業、施設および組織（団体）の活動を調整し、監督し、ロシア連邦最高ソビエトにたいし、プログラムの遂行および予算執行にかんする報告を行い、

4）共和国の利益の擁護、すべての所有形態の保護および秩序の維持、ならびに市民の権利および自由の保障および擁護にかんする措置を取り、

5）主権共和国同盟憲法、ロシア連邦共和国憲法の定める範囲内で、共和国および国の国家安全保障および国防力を保障する措置を取り、

6）ロシア連邦共和国の外国の国家および国際機関との関係にかんする領域で、ロシア連邦共和国最高ソビエトの定める手続と同盟条約にしたがって、指導を行い、

7）大臣会議のもとにある委員会、総管理局およびその他の省庁の設置の必要性にかんする提案により権限ある機関に入り、

8）共和国の執行機関、人民代議員ソビエト執行委員会にたいし調整し、全面的な援助を行う。

第１１４条

国民経済および国家行政のその他の問題の指導に関連した諸問題を解決するために、ロシア連邦共和国大臣会議の常設機関として、ロシア連邦共和国大臣会議法にしたがい、ロシア連邦共和国大臣会議議長（首相)、議長（首相）代理およびその他の政府メンバーがロシア連邦共和国大臣会議幹部会を構成する。

第１１５条

ロシア連邦共和国大臣会議は、主権共和国同盟およびロシア連邦共和国の法律、ならびに主権共和国同盟最高ソビエト、主権共和国同盟大統領、ロシア連邦共和国最高ソビエト、ロシア連邦共和国大統領、主権共和国同盟大臣会議の決定および処分を根拠とし、その執行において、決定、処分およびその他のアクトを公布し、それらの執行を点検する。ロシア連邦共和国大臣会議のアクトは、ロシア連邦共和国の全領域においてその執行を義務づけられる。

第１１６条

ロシア連邦共和国大臣会議は、その権限の範囲内において、以下の決定および処分がロシア連邦共和国の主権を侵害する場合には、主権共和国同盟大臣会議の決定および処分、ならびに共和国の執行機関の決定および処分の履行を停止することができる。

第１１７条

① ロシア連邦共和国大臣会議は、ロシア連邦共和国の同盟・共和国的、共和国的な省および国家委員会、ならびにその他の管轄する諸機関の活動を統括し、指導する。

② ロシア連邦共和国の同盟・共和国的な省および国家委員会は、その委任する部門の管理を指導し、部門間管理を行い、ロシア連邦共和国大臣会議ならびに主権共和国同盟の該当する同盟・共和国的な省および国家委員会の管轄に服する。

③ ロシア連邦共和国の共和国的省および国家委員会は、その委任する部門の管理を指導し、部門間管理を行い、ロシア連邦共和国大臣会議の管轄に服する。

④ ロシア連邦共和国の省および国家委員会は、その委任する分野の状態および発展に対して責任を負い、その権限の範囲内で主権共和国同盟およびロシア連邦共和国の法律、ならびに主権共和国同盟人民代議員大会およびロシア連邦共和国最高ソビエトのその他の決定、ロシア連邦共和国大臣会議の決定および処分、主権共和国同盟の該当する省および固化委員会のアクトにもとづき、かつその執行のためにアクトを制定し、その執行を組織し、点検する。

第１１８条

ロシア連邦共和国大臣会議の権限、組織構造、活動手続、ロシア連邦共和国大臣会議と他の国家機関との関係、ロシア連邦共和国の同盟・共和国的および共和国的省および国家委員会の一覧表は、ロシア連邦共和国の憲法および大臣会議法にもとづいてこれを定める。

第７部　地方自治

第１１９条

① 地方自治は、ロシア連邦共和国およびその構成主体の法律にしたがい、直接にまたはその選挙された機関をとおして組織される行政・領域単位の範囲内のすべての市民によってこれを実行する。

② 地方自治（体）の権限には、法律およびしかるべき物的、財政的基礎にもとづいて、住民の利益および行政・領域単位の特殊性から生ずる地方的意義を有するすべての問題の解決が含まれる。

第１２０条

① 地方自治の体系には、地方人民代議員ソビエト、地域的社会的自治機関、地方レフェレンダム、住民総会およびスホードならいにその他の直接民主制の諸形態が含まれる。

② 地方自治の体系の基本的環は、権力の代表きかんとしての地方人民代議員ソビエトである。その領域内において、ソビエトはすべての地方自治の体系の活動を調整する。

③ 地方自治の権限および保証の範囲は、ロシア連邦共和国地方自治法、ロシア連邦共和国の構成主体の憲法および法律によってこれを定める。

第８部　裁判および検事監督

第１２章　裁判および司法権

第１２１条

①　ロシア連邦共和国の国家活動の変種としての裁判は、裁判所のみがこれを行う。

②　ロシア連邦共和国の司法権（裁判権）は、立法権および執行権と同権であり、それらから独立して活動する。

③ロシア連邦共和国においては、ロシア最高裁判所、ロシア連邦構成主体の裁判所、地方、州、市（住民３万人以上の市の場合）の裁判所、地区（市）裁判所および治安判事裁判所が設置され、活動する。

④　自治的構成においては、当該自治的構成の裁判所が活動する。

⑤　地方（市）人民裁判所には、市および大規模な村居住区に設置される未成年事件裁判所（少年裁判所）および商事裁判所が併設される。

⑥　ロシア最高裁判所、地方、州の裁判所およびそこに併設された裁判所では、陪審員裁判所が独立したものとして別に組織される。

第１２２条

①　ロシア連邦共和国最高裁判所は、司法権の最高機関であり、裁判を行うロシア連邦共和国の裁判所の裁判活動に対する監督を行う。

②　ロシア連邦共和国の裁判所の活動の組織および手続は、ロシア連邦共和国およびその構成主体の法律でこれを定める。

第１２３条

①　ロシア連邦共和国のすべての裁判所は、選挙制の原則によってこれを組織する。

②　地区裁判所（市裁判所およびそれと同等の裁判所）の裁判官および治安判事は、地区（ライオン）（市）の市民が、普通、平等、直接選挙で秘密投票によってこれを選挙する。

③　すべての上級裁判所の裁判官は、対応する人民代議員ソビエトがこれを選挙する。

④　すべての裁判官は、終身の任期で選挙され、本人の希望により、能力と選挙人の意思があるあいだはその義務を遂行する。

第１２４条

ロシア連邦共和国の裁判は、法律および裁判の下の市民の平等の原則によりこれ行う。

第１２５条

治安判事を除くすべての裁判所における事件の審理は、少なくとも３人以上の裁判官による、陪審裁判の場合には３人の裁判官と９人の人民参審員（陪審員）による合議制で

行われる。

第１２６条

裁判官および人民参審員（陪審員）は、裁判の執行に際し、独立であり、法律にのみ従う。裁判所の活動に対するあらゆる干渉、あれこれの形での裁判官および人民参審員に対する影響力の行使、裁判所に対する不敬の表明は、法律の定める責任を追及される。

第１２７条

すべての裁判所の事件の審理は、法律が直接に定める意外は、公開で行われる。

第１２８条

被告人および被疑者は、その有罪が法律の定める手続により証明され、裁判所の判決の法的効力が確定するまでは、無罪と推定される。

第１２９条

① 被疑者および被告人は、防御権を保障される。

② 裁判の執行に際し、すべての（各）訴訟参加者に対してその法的地位および法的利益を防御する権利を保障される。

第１３０条

① ロシア連邦共和国における裁判は、ロシア語もしくはソビエト共和国、自治州の言語、または当該地方の住民の多数が使用する言語でこれを行う。

② 裁判で使用する言語を得意としない訴訟参加人は、訴訟の資料を完全に知る権利、通訳を介しての訴訟参加の権利、および母語で裁判所において発言する権利を保障される。

第１３章　検察庁

第１３１条

ロシア連邦共和国の全領土において、すべての省、国家委員会および官庁、企業、施設および団体、地方自治体の執行機関、コルホーズ、政党、社会団体および協同組合、裁判所、仲裁機関、役職者（公務員）、ならびに市民の性格かつ一様な法律の執行に対する最高の監督は、ロシア連邦共和国検察庁、ロシア連邦共和国検事総長および下部の検察機関がこれを行う。

第１３２条

① ロシア連邦共和国検事総長は、ロシア連邦共和国最高ソビエトが任命する。

② ロシア連邦共和国構成主体の検事は、ロシア連邦共和国検察庁の提案により、ロシア連邦共和国構成主体の最高国家権力機関が任命する。

③ 地方、州、地区および市の検事は、ロシア連邦共和国検察庁が任命する。

第１３３条

① ロシア連邦共和国検事総長および下級の検事の任期は、１０年である。

② 検察機関は、あらゆる中央機関であれ地方機関であれそれらから独立してその権限を行使し、ロシア連邦共和国検事総長にのみ従属する。

第９部　ロシア連邦共和国の国家的シンボル

第１３４条

ロシア連邦共和国の国章は、赤色の背景に太陽の光と麦穂の囲いのなかにロシア連邦共和国」の文字と５個の先端をもつ星を刻印した鎌とハンマーの図柄である。

第１３５条

ロシア連邦共和国の国旗は、旗の８分の１の幅の竿付け用の明るい青いロの図柄のある赤色の直角型の布である。赤い布地の左上の角には、金の鎌とハンマーが、そしてその上に金色の縁取りのある赤い星がそれぞれ配置されている。旗の縦横の比率は１：２である。

第１３６条

ロシア連邦共和国の国歌は、ロシア連邦共和国最高ソビエトがこれを定める。

第１３７条

ロシア連邦共和国の首都は、モスクワ市である。

第１０部　憲法保障

第１４章　ロシア連邦共和国憲法裁判所

第１３８条

ロシア連邦共和国憲法裁判所は、ロシア連邦共和国の領域内において憲法擁護の最高司法機関である。

第１３９条

① ロシア連邦共和国憲法裁判所の権限　　（？？？欠落か）

② 憲法裁判所は、以下の事項の憲法適合性に関する決定を行う権利を有する。

1）ロシア連邦共和国最高ソビエトの審議に付される法案およびその他の法的規範の草案

2）ロシア連邦共和国最高ソビエトが採択したロシア連邦共和国の法律およびその他のアクト

3）調印または批准されたロシア連邦共和国の国際条約およびその他の義務的事項

4）ロシア連邦共和国大統領の大統領令

5）ロシア連邦共和国大臣会議、ロシア連邦共和国の構成共和国の大臣会議の決定および処分

6）すべてのレベルの人民代議員ソビエトの決定

7）その他の国家機関、政党および社会団体のアクト

③　ロシア連邦共和国憲法裁判所は、ロシア連邦最高ソビエトの請求により、またはロシア連邦共和国を構成する共和国の最高ソビエトの要望により、ロシア連邦共和国憲法およびロシア連邦共和国法と該当する共和国の憲法および法律の適合性にかんする助言（勧告）的決定を行うことができる。

第１４０条

①　憲法裁判所は、以下の紛争を解決する。

１）ロシア連邦共和国とそれを構成する共和国（単複）とのあいだの、ならびに共和国間の権利および義務にかんする紛争

２）国家諸機関のあいだの権限の区分にかんする紛争

②　憲法裁判所は、当該の権利および自由を保護する他のシステムがない場合に、市民の基本的な権利および自由の保護にかんする紛争を解決する。

③　憲法裁判所は、レフェレンダムの結果の適法性をチャックする権限を有する。

④　憲法裁判所のその他の権利は、「ロシア連邦憲法裁判所にかんする」ロシア連邦共和国の法律にこれを定める。

第１４１条

①　法律、その他の規範的アクトまたはその個々の規定のロシア連邦共和国憲法との不適合の表明に際し、憲法裁判所は、アクトを公布した機関にたいし、許可した（犯した）違反を除去するためにその判決を送致する。

②　法律、その他の規範的アクトまたはその個々の規定の不適合の判決の採択は、すべての上述のアクトの効力を停止する。ただし、ロシア連邦最高ソビエトが採択した法律およびその他のアクト、ならびに構成共和国の憲法はこの限りでない。

第１４２条

①　憲法裁判所は、判決および決定を採択する。

②　憲法裁判所の判決は結審であり、不服申立てを行うことはできない。

③　ロシア連邦共和国憲法裁判所の判決および決定は、ロシア連邦共和国憲法に不適合とされた法律、その他の規範的アクトが公表された出版誌紙、および「ロシア連邦共和国憲法裁判所通報」において公表される。

第１４３条

①　ロシア連邦共和国憲法裁判所に訴えることができる事項および機関は、以下のとおりである。

１）違憲性についての訴えの提起：ロシア連邦共和国大統領、ロシア連邦共和国最高ソビエト議長、ロシア連邦共和国大臣会議議長（首相）、ロシア連邦共和国最高ソビエト、ロ

シア連邦共和国最高ソビエトの代議員３０人、ロシア連邦共和国を構成する共和国の国家権力の最高機関、ロシア連邦共和国最高裁判所長官、ロシア連邦共和国検事総長

２）個人的性格の異議申立て：法律によって定められた場合に任意の自然人および法人

②　ロシア連邦共和国憲法裁判所に訴えることのできるその他の客体の範囲は、ロシア連邦憲法裁判所にかんするロシア連邦共和国の法律がこれを定める。

第１４４条

ロシア連邦共和国憲法裁判所は、自己のイニシャティヴにより、ロシア連邦共和国憲法裁判所についてのロシア連邦共和国憲法（？法？）に関連する［憲法によって憲法裁判所の権限とされた、の意か？］任意の問題を審理することができる

第１４５条

①　ロシア連邦共和国憲法裁判所は、ロシア連邦共和国最高ソビエトにより、法律分野の専門家からなるロシア連邦共和国憲法裁判所の長官、副長官および１５人の裁判官で構成され、１０年の任期で選ばれる。

②　ロシア連邦共和国憲法裁判所の裁判官は、その義務を遂行するに際し、独立であり、ロシア連邦共和国憲法にのみ従属する。

③　憲法裁判所の活動にたいしては、いかなる干渉も許されない。

第１４６条

ロシア連邦共和国憲法裁判所の裁判官は、身分的不干渉（不逮捕特権）を享受する。

第１４７条

ロシア連邦共和国憲法裁判所の組織および活動の手続は、この憲法、ロシア連邦共和国憲法裁判所にかんするロシア連邦共和国の法律によってこれを規制する。

第１５章　ロシア連邦共和国憲法の効力

第１４８条

①　憲法は、ロシア連邦共和国の基本法であり、直接的効力を有する。

②　この憲法のすべての規範および規定は、共和国のすべての市民にとって、ならびにすべての国家的および社会的機関、役職者（公務員）にとって、同等に義務的である。

第１４９条

ロシア連邦共和国のすべての法律およびその他の国家機関のアクトは、ロシア連邦共和国憲法にもとづき、それに適合して公布される。

第１５０条

ロシア連邦共和国憲法の改正は、その人民代議員総数の３分の２以上の多数によって採択されたロシア連邦共和国最高ソビエトの決定によってこれを行う。

追補

「ロシア連邦共和国」と「ロシア連邦」、「ロシア国家」の用語は、憲法上においては同義である。